

# WTO/GATT 自由貿易原則における 経済安全保障措置のためのポリシースペース

梅島 修

## Policy Space for Economic Security in the Free Trade Principles of WTO/GATT

Osamu UMEJIMA

はしがき

関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement of Tariff and Trade: GATT）は1条に最恵国待遇を、3条に内国民待遇を、11条に数量制限の一般的禁止を定めて、自由貿易原則を明示している。他方、20条に一般的例外を、21条に安全保障例外を定めて、加盟国にポリシースペースを与えている。

しかし、そのバランスは1947年に設定されたものであり、近年の経済安全保障の要請を考慮したものではない。わが国の経済安全保障推進法<sup>1</sup>は第1条に「経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する」ことにより安全保障を確保するため、「特定重要物資の安定的な供給の確保」や「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保」などに関する制度を創設するとしているが、かかる措置がGATT違反と批判されないよう注意深く仕組んでおくことが重要である。

本稿では、2022年の拙稿<sup>2</sup>の議論及びその後発出されたWTO紛争解決パネル報告書を踏まえ、第1節では20条について、第2節では21条について、現行の規定が経済安全保障のための措置をどこまで許容するか検討し、WTO協定との整合性を確保するために配慮すべき点を考察する。

なお、GATTに整合的に中国の産業補助金に対抗するための措置として、これまで忘れられていたGATT6条6項(c)に基づく第三国相殺関税を同志国で協調して適用することが考えられるが、その論考は別途拙稿<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

<sup>2</sup> 梅島（2022）a。

<sup>3</sup> 梅島（2022）b、Umejima pp.139-150.

をご覧いただきたい。

### 第1節 経済安全保障のための措置とGATT20条

#### 1. GATT20条の規定

GATT20条は一般的例外として認められる措置として(a)から(j)まで10項目を掲げ、同条柱書に、当該措置は「正当と認められない差別待遇」又は「国際貿易の偽装された制限」であってはならないと規定する。これらのうち、(a)「公徳の保護のために必要な措置」、(b)「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」、(g)「有限天然資源の保存に関する措置」が経済安全保障に関係すると思われるが、(b)の生命、健康の保護を対象とした経済安全保障のための措置は限られたものであろう。(g)の「保存」(“conservation”)とは自然環境の保護を意味しており<sup>4</sup>、資源や原材料の供給源の確保や備蓄、サプライチェーンの強硬化といった「特定重要物資の安定的な供給」のための措置には適用されないであろう。

よって、本節ではGATT20条(a)により例外とされ得る措置の範囲を検討する。

#### 2. 米国—関税措置（中国）事件

##### 1) 経緯

(a)の適用が問題とされた直近のWTO紛争事例が米国—関税措置（中国）事件<sup>5</sup>である。この事例では、米

<sup>4</sup> Oxford Advanced Learner's dictionary 10<sup>th</sup> edition (2020), “the protection of the natural environment”, p.325.

国が、中国政府は外国投資の受入条件として技術移転を要求し、技術ライセンス契約条件へ介入し、先端技術を有する米国企業を買収し、米国内の知的財産を窃取しているとして、1974年通商法301条に基づき2018年7月より中国産品に最大25%の追加関税を課したことが問題とされた。中国は、かかる追加関税はGATT1条及び2条1項に反すると主張していた<sup>6</sup>。

2020年9月15日、パネル報告書が加盟国配布されたが、米国は機能を停止している上級委員会へ上訴したため、現在も審理がなされないまま係属している。

## 2) 米国の主張とパネル判断

米国は、GATT1条及び2条1項違反については反論せず、20条(a)により措置は正当化されると主張した<sup>7</sup>。米国によると、中国の法、政策、実務は「国家により承認された米国の技術、知的財産、営業秘密の窃盗、不正使用」であるから、米国の法令違反として示される善悪の基準に照らし公徳に反する、とした。また、追加関税は、具体的な品目が中国の政策及び実務に係るか否かにかかわらず米国の公徳の保護に貢献するとした。

パネルは、米国の措置はGATT1条1項及び2条1項(b)に不整合であると判断した上で<sup>8</sup>、過去のパネル、上級委員会の判断を踏襲して、法令違反という形式によって善悪の基準、すなわち公徳、が示されているとした米国の主張を是認した<sup>9</sup>。しかし、パネルは、米国が追加関税の対象品目を米国経済への損害との関係で選択していると事実認定し<sup>10</sup>、米国は公徳の保護という目的と追加関税という手段との間の純粋な関係を立証しなかったとして、米国の反論を排斥した<sup>11</sup>。

## 3. 「公徳」の「保護」のために「必要な」措置の射程

### 1) 「公徳」とは

米国—関税措置（中国）事件パネルの示した「公徳」の認定基準は、過去のパネル、上級委員会の判断に沿ったものである。たとえば、EC—アザラシ製品事件で上

級委員会は、「公徳とはコミュニティもしくは国家によりまたはそのために維持されている善悪の行為の基準」であり、「加盟国は自身の制度及び価値基準に従って公徳のコンセプトを自ら定義し、適用することができる」とした<sup>12</sup>。

### 2) 公徳を「保護」する措置

措置が(a)の例外と認められるためには公徳を「保護」するものでなければならない。

EC—アザラシ製品事件で上級委員会は「加盟国は自ら適切と判断する程度の保護を判断する権利がある」とした<sup>13</sup>。米国—関税措置（中国）事件では、米国の措置は公徳を保護するためではないと認定されたため、それ以上の検討はなされなかった。

### 3) 公徳の保護のために「必要な」措置

(a)は、措置が公徳を保護するために「必要である」ことを求めている。この必要性の有無は過去のほとんどのWTO紛争解決事例において、申立国が、適切な代替措置、すなわち、措置国の求める保護レベルを満たし、より制限的ではなく、かつ合理的に利用可能な措置、を提示できたか否かにより判断されている<sup>14</sup>。

### 4) 「正当と認められない差別待遇」、「貿易の偽装された制限」

GATT20条柱書は、(a)に該当する措置であっても「正当と認められない差別待遇」、「貿易の偽装された制限」をする措置は例外と認めないと規定する。

同条(a)に該当する措置は本質的に貿易制限的な措置である。よって、問題は当該措置が貿易制限的かではなく<sup>15</sup>、措置が公徳を保護する目的ではない別途の差別、制限を科しているかである。たとえば、保護目的からすれば全面禁止とすべきところ、特定の地域からの輸入を対象外としている場合が挙げられる<sup>16</sup>。

<sup>5</sup> Panel Report, *US - Tariff Measures (China)*.

<sup>6</sup> *Request for Consultations by China, United States - Certain Goods from China*, WT/DS543/1, 5 April 2018.

<sup>7</sup> 前掲註(5) paras. 7.74-7.75.

<sup>8</sup> 前掲註(5) paras. 7.79-7.97.

<sup>9</sup> 前掲註(5) para. 7.140.

<sup>10</sup> 前掲註(5) para. 7.200.

<sup>11</sup> 前掲註(5) para. 7.222.

<sup>12</sup> Appellate Body Reports, *EC - Seal Products*, para. 5.199, referring to Panel Report, *US - Gambling*, paras. 6.461, 6.465.

<sup>13</sup> 前掲註(12).

<sup>14</sup> Appellate Body Report, *US - Gambling*, para. 307-308, referring Appellate Body Report, *EC - Asbestos*, paras. 172-174.

<sup>15</sup> Appellate Body Report, *US - Gasoline*, p.16.

<sup>16</sup> 前掲註(12) para. 5.58. See also Appellate Body Report, *Brazil - Retreaded Tyres*, paras. 233, 246.

#### 4. 20 条 (a) の経済安全保障措置への適用

以上から、加盟国がその社会的価値として善とする行為を保護し又は悪とする行為を排除する措置で、より貿易制限的でない代替措置が他になく、適用対象を差別していない措置は、(a) により例外と認められると考えられる。

##### 1) 「公德の保護」として認められるか

経済安全保障は、国民の経済活動の安全の確保を保護法益としたものであり、それ自体は、EC—アザラシ製品事件における動物福祉<sup>17</sup>、米国—関税措置 (中国) 事件における技術、知的財産、営業機密の保護<sup>18</sup> と異なり、特定の行為について法律によりわが国の善悪の基準を示したものとは言えない。したがって、すべての経済安全保障のための措置が「公德の保護」にあたり立証することは難しい。

しかし、経済安全保障のための貿易制限措置には「公德の保護」として認められるものがある。たとえば、不正アクセスは「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」<sup>19</sup> 第 3 条により禁止され、同第 11 条に「三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」とされている。すなわち、法律により日本の社会的価値として不正アクセスを悪としている。かかる「公德」に反する行為から基幹インフラを「保護」する措置は (a) に該当し得てであろう。

また、強制労働は国際法<sup>20</sup>、また日本の労働基準法第 5 条で禁止されている、国際法及び日本法より悪と明示された行為である。よって、強制労働により生産された製品の輸入を禁止する措置は「公德を保護」するため措置であると言えよう。

このように、経済安全保障のための貿易制限措置を検討するにあたっては、わが国または国際社会の定める善悪の基準に係るものであることを個別に検討する必要がある。

##### 2) 必要な措置か

「公德の保護」のための措置であっても、「必要な」措置、すなわち、同等のレベルの制限を加えるものの、より通商制限効果の少ない措置が合理的に利用可能であれば、自由貿易原則の例外とは認められない。

たとえば、サイバーセキュリティのため他国の業者の参入を一切認めないとする措置は、審査制度の充実といった、競争制限効果がより小さい措置に代替できるとされるおそれがある。

他方、強制労働の禁止を保護レベルとする措置は、禁止と同等の効果を有する代替措置は考え難いところから<sup>21</sup>、必要な措置とされる可能性が十分にある。

##### 3) 「正当とされない差別待遇」、「貿易の偽装された制限」ではないか

公德の保護のために必要な措置であっても、別途の差別を行う措置であってはならない。たとえば、米国のウイグル強制労働防止法<sup>22</sup> のように特定地域で生産された製品は強制労働により生産されたと推定する一方、他の地域の製品の輸入禁止には強制労働の存在の立証を要する<sup>23</sup> とすることは「正当とされない差別」とされる可能性がある。

また、サイバー攻撃を行うおそれのある国や企業を特定するにあたっては、証拠に基づき客観的基準を公平に適用していることを明確とする必要がある。

##### 4) GATT 原則に反する他国の行為への対抗措置

資源国による資源、原材料の輸出制限は GATT11 条に定める自由貿易に反する行為であり、わが国が是とする「自由貿易」に対する悪行である。よって、わが国の「公德」に反する行為であるといえよう。よって、それに対抗する措置は「公德の保護」のための措置と主張できよう。

しかし、WTO 協定の紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 23.1 条は、紛争解決機関において協定違反行為との認定を得ることなく対抗措置を発動することを禁止している。したがって、当該手続を経ずに対抗措置を講ずることは WTO 協定違反となる。米国による上級委員の選任拒否により同条は完全には機能していないとはいえ、同条の義務を無視してよいことにはならないであろう。

##### 5) 結論

経済安全保障のためのすべての措置が「公德の保護」のための措置として認められるものとは言えない。個別の措置が、わが国の社会的価値の善悪の基準を保護する

<sup>17</sup> 前掲註 (12) para. 5.140, referring to the Panel Report, *EC - Seal Products*, para. 7.419.

<sup>18</sup> 前掲註 (6)

<sup>19</sup> 平成 11 年法律第 128 号。

<sup>20</sup> たとえば、「労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言」(1998 年) 2.(b) 参照。

<sup>21</sup> Appellate Body Report, *EC - Asbestos*, paras. 173-175 参照。

<sup>22</sup> The Uyghur Forced Labor Prevention Act (Public Law No.117-78), codified as 19 U.S.C. 1307 and 4681, 22 U.S.C. 2656, 6901, 7101 and 7107.

<sup>23</sup> 1930 年関税法 307 条 (19 U.S.C. §1307)。

ものである必要がある。法律で社会的価値を明示し、その違反行為を罰則の対象としておくことは有用である。

また、措置の適用にあたって貿易相手国間で適用基準を区別すべきではない。

## 第2節 GATT21条 (b)

### 1. GATT21条の規定

上述の通り、GATT20条のみでは経済安全保障のためのすべての措置を自由貿易原則の例外とすることはできない。よって、本節では21条の安全保障例外の経済安全保障措置への適用を検討する。

21条は、物品貿易を制限する措置に適用される安全保障例外として、(b) (i) に核物質等に関する措置を、同 (ii) に軍需品または軍隊への物資、原材料の直接または間接の供給を、同 (iii) に戦時その他の国際関係の緊急時の措置を定めている。また (b) 柱書に、それら措置は「締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める」場合に例外として認められるとしている。

(i) は核物質等が関係する措置のみを対象とするものであるから、適用範囲が狭い。よって、(ii) 及び (iii) 及び柱書の経済安全保障に関する措置への適用を検討する。

### 2. (b) (ii) 軍隊への直接又は間接の供給

#### 1) (ii) 適用に係る事例

2022年12月に発出された米国—鉄鋼アルミ製品措置(中国)事件<sup>24</sup> パネル報告書では、平時における鉄鋼産業及びアルミ産業を保護するための追加関税措置が問題とされた<sup>25</sup>。しかし米国は、措置はGATT21条 (b) (iii) の「国際関係の緊急時」にあたりと主張し、(ii) に基づく主張を行わなかった。他に、(ii) が関係し得る WTO 紛争は見当たらなかった。

GATT 時代における 21 条 (b) (ii) の適用事例は 1949 年に米国がチェコスロバキアへの輸出許可を保留した 1 件とされている<sup>26</sup>。チェコスロバキアは戦争目的ではない物品を米国が輸出制限したと主張し、米国は一部物品の輸出を停止したに過ぎないと反論していた。議

長は「すべての国はみずからの安全保障について判断することができる」と述べて投票に付したところ、17対1、棄権3でチェコスロバキアの申立は却下された<sup>27</sup>。本件は措置適用国の裁量を認めた事例といえるが、GATT 時代における (ii) の適用範囲についての議論はみられなかった。

GATT21条の精神に関する例として、スウェーデンが安全保障政策であるとしたプラスチック・ゴム長靴の輸入割当の事例がある。スウェーデンは戦時その他の国際関係の緊急時に備えて最低限の国内生産の維持が不可欠であると主張した<sup>28</sup>が、理事会では例外として正当化される措置であるか疑わしいとの意見が多数であった<sup>29</sup>。この事例は、平時において「戦争その他の国際関係の緊急時に備え」るためと称して国内産業を保護する措置はGATT21条の例外として認められない可能性を示しているが、本事例において、措置の対象とされた物品と軍需との関係の程度についての議論はない。本件は、軍事物資ではおおよそいえない製品まで21条の例外は適用されないとの締約国の認識を示したものと思われる。

#### 2) (b) (ii) の文言解釈

21条 (b) (ii) の適用を示した前例は乏しいため、その射程は当該条項の文言解釈に依存することとなる<sup>30</sup>。

(ii) は、軍需品の「流通」(“traffic”)及び軍隊への直接又は間接的に供給される物資もしくは原材料の流通を対象としている。公定訳は“traffic”を「取引」としているが、本号と同様に“traffic … carried on”と規定しているGATT5条1項からすると、物品の生産、加盟国の領域への物流、領域の横断通過、倉庫、バルクの解体、輸送手段の変更までを含むもの<sup>31</sup>であり、取引より広い概念だと捉えられる。

また、「軍隊に供給するため」(“for the purpose of provisioning a military establishment”)との文言から、軍需に対応するための流通である必要があるが、起草過程における鉄鋼石輸出の議論<sup>32</sup>から、鉄鉱石加工工場で鉄鋼が生産されたのち、その一部が川下工場で軍需物資生産に用いられる場合の鉄鉱石も対象とすることが意図

<sup>27</sup> SUMMARY RECORD OF THE TWENTY-SECOND MEETING (1949), p.7.

<sup>28</sup> GATT 1947 (1975), para. 4.

<sup>29</sup> Negotiating Group on GATT Articles (1987), para. 24.

<sup>30</sup> 梅島 (2022) a, 40-41 ページ。

<sup>31</sup> Gustavo Adolfo Guarin Duque (2019), p.41.

<sup>32</sup> United Nations Economic and Social Council (1947), pp.17-19. また、梅島 (2022) a, 41 ページ。

<sup>24</sup> Panel Report, *US - Steel and Aluminium Products (China)*. WTO 提訴までの経緯は、梅島 (2022) a, 41-42 ページ参照。

<sup>25</sup> 前掲註 (6)。

<sup>26</sup> Negotiating Group on GATT Articles (1987), para. 15.

されていたことが明白である。すなわち、流通そのものが軍需対応を主とすることは要求されておらず、また、軍需に「間接に」に応える物品の物流まで含むことが想定されていたのである。

さらに、措置は軍需に対応する流通に「関する」(“relating to”) ものでなければならない。上級委員会は米国—ガソリン事件において、GATT20条(g)の「関する」(“relating to”) か否かは措置との関係が単に付随的なまたは意図しなかったものであるか否かを基準とする、としている<sup>33</sup>。ブラジル—再生タイヤ事件では、「追及されている目的と問題とされている措置との間の目的と手段の純粋な関係」を要し、その評価基準は「措置によって追及されている目的の実現度」であるとしている<sup>34</sup>。

なお、(ii)は輸出に適用される条項であるとの主張がみられる<sup>35</sup>が、(ii)に輸出関連の措置に限定し、または輸入を対象外とする文言は見当たらない。起草時の鉄鉱石輸出の議論は軍民共用の原材料供給を(ii)の対象とすることを議論したものであって、輸出行為に限定することを議論したものではない。また、これまで輸入管理レジームが存在しなかったからといって、本号は輸入を対象としないこととはならない。対象とする流通には輸出入双方が含まれると考えるべきである。

### 3) (b) 柱書の文言解釈

(ii)の措置は、(b)柱書の「安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認められる」ものでなければならない。具体的に何が安全保障上の重大な利益にあたるかは各国の裁量の範囲内である。ただし、措置適用国は、自国の安全保障上の重大な利益のために必要な措置であることについて最低限に満足する説明を行い、問題とされた措置はかかる利益を保護する措置とは信じがたいものではないことを説明する義務がある<sup>36</sup>。

### 4) 経済安全保障措置への適用

以上から、武器、弾薬、その他軍隊に供給する物資の流通を確保するための措置は、軍民共用品及びその原材料を含め(ii)の対象となる。措置適用国がそのような措置は「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要」であるとの最低限の説明を行うことができれば、安全保障のための例外として認められよう。

平時において、有事に供給が制限されるおそれのある供給源を想定し、信頼できる供給源からの供給を確保、維持する措置は、(ii)の対象となるであろう。たとえば、軍民共用の半導体の自国への供給を確保する措置は、自国の兵器生産に欠かせない措置であり、当該兵器は「安全保障のための重大な利益の保護」にあたることの説明ができる限り、正当化できるであろう。半導体製造装置についても、同装置の供給を確保する措置は「間接に」半導体の軍需に対応するもので、安全保障のために欠くことができない、と説明することができよう。

原料や中間財の一定の国内生産能力を保持するための措置を安全保障例外として正当化するためにも、かかる説明が重要となる。開戦後の急激に増加する軍需に対応できるよう、国内生産能力を平時から維持しておく必要があることに異論はないであろう。

この点から、米国—鉄鋼アルミ製品措置(中国)事件において、もし米国商務省の報告書が安全保障上の重要性を前面に出して説明し、米国がWTO紛争において(b)(ii)に基づく例外であることを主張していれば、パネル判断も異なった可能性があるのではないかと。当該事例で米国は、(b)の適用は適用国の裁量に完全に委ねられておりパネルは審理できないと主張し、商務省の鉄鋼報告書は、追加関税措置なくしては国内の鉄鋼産業が国家の緊急時に対処する増産を行うことができなくなる<sup>37</sup>と説明しているにもかかわらず(ii)該当性を主張していない<sup>38</sup>。それゆえ、パネルは軍隊への供給のための原材料の流通という観点から検討していない。事実、米国の措置に対抗して中国が米国産品に賦課した追加関税を検討したパネルは、米国の措置を検討して、「232条措置の主要な事項は安全保障への脅威に対して機能するよう設計され、期待されている」、との事実認定を行っている<sup>39</sup>。

措置の導入にあたって、現代戦において必要とされる軍需について詳細な分析を行って平時から備えておくべき生産能力を検討しておき、WTO紛争で(ii)に基づく措置であると主張した場合、かかる主張を申立国が覆す反証を行うことは容易ではないと思われる。他方、かかる説明ができない場合、国内産業の保護の隠れ蓑として安全保障をかたる措置であるとして、GATT21条例外の適用は認められないであろう。

<sup>33</sup> 前掲註(15)、p.19.

<sup>34</sup> Appellate Body Report, *Brazil - Retreaded Tyres*, para. 145.

<sup>35</sup> Andreas Buser (2018).

<sup>36</sup> Panel Report, *Russia - Traffic in Transit*, paras. 7.132-7.138.

<sup>37</sup> 前掲註(24) para. 7.134.

<sup>38</sup> 前掲註(24) paras. 7.120-7.121, 7.142.

<sup>39</sup> Panel Report, *China - Additional Duties (US)*, para. 7.111.

### 3. (b) (iii) 「戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置」の射程

#### 1) 適用される状況

GATT21 条 (b) (iii) を検討した最初の WTO 紛争であるロシア—貨物通過事件のパネルは、「戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置」は防衛、軍事、法及び秩序維持などの緊急事態にある期間に執られていなければならない<sup>40</sup>、とした。この解釈は、その後のパネルで踏襲されている<sup>41</sup>。

よって、(iii) は政治的、経済的相違のあるときに執られた措置に適用されない<sup>42</sup>。

#### 2) 適用対象となる加盟国

(iii) は、戦時に戦争の当事国以外の WTO 加盟国が執る措置にも適用されるであろうか。同号は適用される加盟国の範囲を明示していない。

ロシア—貨物通過事件パネルは、いずれの状況が措置適用国の重大な安全保障の懸念であるかの判断はその加盟国に裁量があるとした<sup>43</sup>。米国—鉄鋼アルミ製品措置(中国) パネル<sup>44</sup>も同様の解釈を示して、(iii) の「にとる」(“taken in time of”) は時間的つながりを求めているもので、同条 (b) 柱書に定める「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める」措置であればよいとして、それ以上の制限を認定していない<sup>45</sup>。

この解釈からすると、(iii) の適用される加盟国は (iii) の状況の当事国である必要はない。米国—原産地表示要件事件パネルはこの解釈を肯定している<sup>46</sup>。第三国であっても、戦時または国際関係の緊急時において外国の軍事的脅威から国民を保護するために必要であると認める措置であれば例外として認められると思われる。

#### 3) 経済安全保障への適用

世界のいずれかで戦争またはそれに比類する緊張関係が生じており、かかる関係により自国の安全保障上、たとえば重要な物資の供給が滞ることが見込まれるために執る措置は、(iii) に基づく例外として認められよう。

ただし、その措置による商業活動への介入が安全保障上の懸念と無関係と性格付けしないよう配慮しておく必

要がある。

#### おわりに

経済安全保障のための措置は、GATT の例外規定に基づき自由貿易原則の例外とし得る。措置が真に公徳の保護に必要であるのか、安全保障の重大な利益の保護のためのものであるのか、またはそのように偽装されたものであるかは、個別事例の事実関係に基づいて判断するしかない。個別の措置の特質に沿って正当理由を検討して、経済安全保障のための措置を WTO 整合的に運用すべきである。

#### 参考文献

- 梅島修 (2022) a、「安全保障上の懸念を根拠とする輸入管理の GATT 規定との適合性」関税と貿易 70 巻 7 号、38-45 ページ。
- 梅島修 (2022) b、「中国国有企業に対する産業助金規律の強化—第三国のための相殺関税の活用」『WTO 改革の原点と焦点』ITI 調査研究シリーズ No.131、国際貿易投資研究所、13-28 ページ。
- 大西進一 (2023)、「経済安全保障と国際経済法との緊張関係—政経分離の終わり?—」関税と貿易 71 巻 8 号、60-72 ページ。
- Joost Pauwelyn (2001), “*The Role of Public International Law in the WTO: How Far Can We Go?*”, the American Journal of International Law, Vol.95, pp.535-578
- Enrico Partiti & Steffen Van der Velde (2017), “*Curb-ing Supply-Chain Human Rights Violations Through Trade and Due Diligence. Possible WTO Concerns Raised by the EU Conflict Minerals Regulation*”, Journal of World Trade 51, no.6, pp.1043-1068
- Gustavo Adolfo Guarín Duque (2019), “*Interpreting WTO Rules in Times of Contestation (Part 2): A Proposed Interpretation of Article XXI (b) ii-iii of the GATT 1994 in the Light of the Vienna Convention of the Law of the Treaties*”, Global Trade and Customs Journal, Volume 14, Issue 1, pp.31-
- Thomas Baecke (2022), “*A Possible Second Ruling on the National Security Exception under the GATT: Maintaining a Delicate Balance?*” New York University Journal of International Law and Politics vol.54, pp.699-709
- Andreas Buser (2018), “*Justiciability of Security Exceptions in the US Steel (and other) Disputes: Some Middle-Ground Options and the Requirements of Article XXI lit. b (i)-(iii)*”, Blog of the European Jour-

<sup>40</sup> 前掲註 (36)、paras. 7.70-7.76.

<sup>41</sup> 例えば、前掲註 (24)、paras. 7.139-7.140.

<sup>42</sup> 前掲註 (36) paras. 7.75.

<sup>43</sup> 前掲註 (36) para. 7.131.

<sup>44</sup> 前掲註 (24).

<sup>45</sup> 前掲註 (24) paras. 7.128, 7.140-7.141, 7.146.

<sup>46</sup> Panel Report, *US - Origin Marking (Hong Kong, China)*, paras. 7.297, 7.307.

- nal of International Law, available at <https://www.ejiltalk.org/justiciability-of-security-exceptions-in-the-us-steel-and-other-disputes-some-middle-ground-options-and-the-requirements-of-article-xxi-lit-b-i-iii/>
- Negotiating Group on GATT Articles (1987), “*Article XXI, Note by the Secretariat*”, MTN.GNG/NG7/W/16, 18 August 1987.
- Osamu Umejima (2023), “*Revisiting Subsidy Rules, after the Global Financial Crisis and Covid-19: Suggestion to Utilize Article VI:6(c) of the GATT*”, D. Yokomizo, Y. Tojo, and Y. Naiki eds, *Changing Orders in International Economic Law Volume 1: A Japanese Perspective*, Routeledge, pp.139-150.
- GATT 1947 (1975), *Sweden - Import Restrictions on Certain Footwear, Introduction of A Global Import Quota System for Leather Shoes, Plastic Shoes and Rubber Boots, Notification by the Swedish Delegation*, GATT Doc. L/4250.
- SUMMARY RECORD OF THE TWENTY-SECOND MEETING (1949), Held at Hotel Verduri, Annecy, on Wednesday, 8 June 1949 at 3.15 p.m, GATT/CP.3/SR.22, p.7.
- Tania Voon (2019), “*Can International Trade Law Recover? The Security Exception in WTO Law: Entering a New Era*”, The American Society of International Law, Vol.113, pp.45-50.
- United Nations Economic and Social Council (1947), “*Second Session of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment, Verbatim Report, Thirty-Sixth Meeting of Commission, “A” Held on Tuesday, August 12, 1947, at 10.30 A.M. in the Palais Des Nations, Geneva*”, E/PC/T/A/PV/36.
- US Department of Commerce, Bureau of Industry and Security, Office of Technology Evaluation (2018), *The Effect of Imports of Steel on the National Security: An Investigation Conducted under Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, as Amended*
- WTO Appellate Body reports:
- Brazil - Measures Affecting Imports of Retreaded Tyres*, WT/DS332/AB/R, adopted 17 December 2007 (“*Brazil - Retreaded Tyres*”);
  - European Communities - Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products*, WT/DS135/AB/R, adopted 5 April 2001, (“*EC - Asbestos*”);
  - European Communities - Measures Prohibiting the Importation and Marketing of Seal Products* WT/DS400/AB/R, WT/DS401/AB/R, adopted 18 June 2014, (“*EC - Seal Products*”);
  - United States - Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, WT/DS285/AB/R, adopted 20 April 2005, (“*US - Gambling*”);
  - United States - Standards for Reformulated and Conventional Gasoline*, WT/DS2/AB/R, adopted 20 May 1996, (“*US - Gasoline*”);
- WTO Panel reports:
- China - Additional Duties on Certain Products from the United States*, WT/DS5558/R, circulated 16 August 2023, appealed, adoption pending, (“*China - Additional Duties (US)*”).
  - Russia - Measures Concerning Traffic in Transit*, WT/DS512/R, adopted 26 April 2019, (“*Russia - Traffic in Transit*”);
  - United States - Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, WT/DS285/R, adopted 20 April 2005, as modified by Appellate Body Report, (“*US - Gambling*”);
  - United States - Certain Measures on Steel and Aluminium Products*, circulated 9 December 2022, WT/DS544/R, appealed and adoption pending, (“*US - Steel and Aluminium Products (China)*”).
  - United States - Tariff Measures on Certain Goods from China*, WT/DS543/R and Add.1, circulated to WTO Members 15 September 2020, appealed, adoption pending, (“*US - Tariff Measures (China)*”).
  - United States - Origin Marking Requirement*, WT/DS597/R, circulated to WTO Members 21 December 2022, adoption pending, (“*US - Origin Marking (Hong Kong, China)*”).